

平成27年川俣町議会第4回定例会会議録

平成27年川俣町議会第4回定例会は、3月5日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書 記 長 岡健一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について

報告第 1 号 寄附採納報告

報告第 2 号 専決処分の報告について

(専決第 1 号 復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について)

発議第 1 号 平成 27 年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置について
(審議採決)

議案第 5 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 27 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例 (説明)

議案第 6 号 川俣町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (説明)

議案第 7 号 川俣町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 (説明)

議案第 8 号 川俣町保育所条例 (説明)

議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 10 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 11 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 12 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 13 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 14 号 川俣町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 15 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 16 号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 17 号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 18 号 川俣町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 19 号 川俣町営住宅条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 20 号 川俣町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 21 号 川俣町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

- 議案第 22 号 町道路線の認定及び廃止について（説明）
- 議案第 23 号 平成 26 年度川俣町一般会計補正予算（第 10 号）（説明）
- 議案第 24 号 平成 26 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）（説明）
- 議案第 25 号 平成 26 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
（説明）
- 議案第 26 号 平成 27 年度川俣町一般会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 27 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 28 号 平成 27 年度川俣町介護保険特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 29 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 30 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 31 号 平成 27 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 32 号 平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 33 号 平成 27 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算
（説明・質疑・付託）
- 議案第 34 号 平成 27 年度川俣町小島財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 35 号 平成 27 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 36 号 平成 27 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 37 号 平成 27 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 38 号 平成 27 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 39 号 川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 40 号 川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について（審議採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成27年第4回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時02分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、12番議員 五十嵐謙吉君、13番議員 高野善兵衛君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る3月2日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり決定したので、報告いたします。

まず、会期は、本日から24日までの20日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果報告、寄附採納報告等を受けます。その後、予算審査特別委員会の設置について審議採決、一般議案18件、平成26年度一般会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の補正予算の3件について提案内容の説明を受けます。次に、平成27年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成特別会計、各財産区特別会計の当初予算、以上13件について提案内容の説明と質疑を行い、その後、予算審査特別委員会に付託し、人事同意2件を審議採決し、午後4時30分ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、まず予算審査特別委員会を開催していただき、終了後引き続き各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第2日目の6日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の7日は土曜日、第4日目の8日は日曜日のため休会といたします。第5日目の9日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。第6日目の10日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、11日に引き続き一般質問を行います。なお、一般質問は残りの2名の方を予定しております。次に、平成26年度補正予算3件について質疑・討論・採決を行い、午後4時30分ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第7日目の11日、水曜日は、各常任委員会を開催していただき、前日に引き続き付託案件等の審査をお願いいたします。第8日目の12日、木曜日は、午前9時から予算審査特別委員会を開催していただき、平成27年度当初予算について審査をお願いいたしま

す。第9日目の13日、金曜日は、午後1時から予算審査特別委員会を開催していただき、前日に引き続き平成27年度当初予算について審査をお願いいたします。第10日目の14日は土曜日、第11日目の15日は日曜日のため休会といたします。第12日目の16日、月曜日は、午前10時から予算審査特別委員会を開催していただき、平成27年度当初予算について審査をお願いいたします。第13日目の17日、火曜日は、午前10時から予算審査特別委員会を開催していただき、前日に引き続き平成27年度当初予算について審査をお願いいたします。第14日目の18日、水曜日は、午前10時から予算審査特別委員会を開催していただき、前日に引き続き平成27年度当初予算について審査をお願いいたします。第15日目の19日、木曜日は、午前10時から予算審査特別委員会を開催していただき、前日に引き続き平成27年度当初予算について審査をお願いいたします。第16日目の20日、金曜日は、午後1時から予算審査特別委員会を開催していただき、前日に引き続き平成27年度当初予算について審査をお願いいたします。第17日目の21日は土曜日、第18日目の22日は日曜日のため休会といたします。第19日目の23日、月曜日は、午後1時から予算審査特別委員会を開催していただき、引き続き平成27年度当初予算について審査をお願いいたします。本定例会最終日であります第20日目の24日、火曜日は、午前10時から議会運営委員会を開催し、午前11時から議会全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後1時に開議し、各委員長から請願・陳情の審査結果及び付託議案の審査結果について報告を受けた後、一般議案18件の質疑・討論・採決、次に平成27年度当初予算13件の討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3，本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4，町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

ここで提案要旨を配布いたします。（提案要旨配付）

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成27年第4回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、心から御礼申し上げます。

また、ただいまは全国町村議長会長より表彰を受けられました斎藤博美議員、そし

て菅野意美子議員、新関善三議員におかれましては、永年勤続の功労表彰、まことに
おめでとうございます。今後とも健康に留意されまして、なお一層町民福祉の向上の
ために、町発展のためにご活躍いただくことを願うところでございます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が2件、議案は36件であります。
内訳といたしましては、条例の制定が4件、条例の一部改正議案が13件、町道の認
定に係る議案が1件、補正予算が3件、平成27年度一般会計など当初予算が13件、
人事案件が2件でございます。

これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、原発事故発生から間もなく
4年目を迎えようとする中、これまでの東日本大震災に関する対応など、当面の諸課
題について所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、除染対策事業について申し上げます。

安全・安心な生活環境を回復させ、復旧復興のため必要不可欠な最重要な事業であ
ります。

環境省が直接除染を行う山木屋地区の除染事業につきましては、仮置場の確保に住
民の皆さんのご理解、ご協力を得ながら進めており、現時点におきましては、建物や
宅地周りの生活圏の除染が完了し、農地や道路の除染の完了を平成27年の12月を
目途とすることで計画が示されております。山木屋地区の農地除染と一体的に進める
暗渠排水対策事業の実施により、今後の営農再開へ向け、水稻、花卉、野菜、牧草、
そばなどの作付実証事業や、保全管理事業、管理耕作事業等を導入し、営農再開への
取り組みを強化してまいります。

一方、山木屋地区を除く地区の除染につきましては、今年度、川俣地区は二つに分
け、これに鶴沢、小神、福田の三つを加えた5地区で実施しておりますが、2月末現
在の進捗率は、除染実施済箇所数が4,058カ所、率にして97.5%となっております。

除染除去物の仮置場設置につきましては、地権者を初め、行政区や自治会を初めと
する地域住民の皆さんのご理解、ご協力はもとより、議員皆様にも特段のご指導、ご
支援をいただき、おかげさまで仮置場の確保が進み、除染事業は進捗中であります。
国県道は年度内に除染の完了が見込めますが、その他の生活圏は平成27年度への繰
越明許費を設定し、本年6月末ごろの完了を予定しております。

さらに、福沢、小島、飯坂、小綱木、大綱木の5地区につきましては、住宅等の林縁
部の急傾斜地域など、これまで実施できなかった箇所について改めて除染を行うこと
で、追加除染の発注を行い、現在10%程度の進捗率となっております。

これからも、住民皆様のご協力をいただきながら、仮置場をしっかりと確保し、除
染事業を進めてまいりたいと考えております。

また、農業用ため池の放射性物質対策につきましては、本年度に実施した町内の小
神笠松池での実証試験を経まして、迅速かつ着実な取り組みを進めてまいりますとと
もに、森林の放射性物質対策の対応につきましても、必要な措置を講じるよう引き続
き国に要請してまいります。

さらに、生活圏の除染完了から１年が経過した福沢、小島、飯坂、小綱木、大綱木、小神地区につきまして、来年度は事後モニタリングを実施し、放射線量率の推移を監視するとともに、これら推移の状況を住民の皆さんに報告し、必要となるフォローアップ除染についても国へ強く要望してまいります。

先般、国より町、町議会へも報告のあった中間貯蔵施設への汚染廃棄物搬入も、当初３年と約束していた本年１月の搬入開始にめどが立たなくなり、仮置場での保管延長をお願いせざるを得なくなりました。今月中に各地区自治会、仮置場の地権者への説明を行い、理解をいただくよう努めてまいりますとともに、国へは早期受け入れできるよう重ねて要求してまいります。

このような中、新中町に建設いたします町営の復興公営住宅の整備におくれが生じていることは、長期の避難を余儀なくされている山木屋地区の皆さんのお気持ちを考えますと、大変申しわけなく思っております。

避難されている皆さんから早急な整備を強く求められているところでありますが、復興公営住宅の完成時期を平成２８年６月に予定をし、現在、敷地造成工事等を実施しておりますが、避難者の皆さんの生活再建と生活利便性の向上のため、一日も早く安心した生活を送れるよう、全力で整備を進めてまいります。あわせて、周辺住民を含めた入居後のコミュニティ形成に対する支援にもしっかりと取り組んでまいる考えであります。

また、壁沢地区に計画している県営の復興公営住宅につきましては、８０戸を整備することで県におきまして建設用地の取得を終え、現在、測量や造成工事の設計段階にあります。町では、土地の有効活用と住民皆様の安全、利便性を確保するため、県に対し国道３４９号線から復興公営住宅へ通じる道路の整備を要望しており、現在、その調整を行っている状況にあります。国道へのアクセス確保により周辺土地の有効活用を図る上でも、県とよく協議を行い、整備につなげてまいる考えでございます。

次に、山木屋地区住民の意向調査の結果についてであります。

復興庁は、昨年１２月に実施いたしました山木屋地区住民に対する意向調査の結果を先月２０日に公表いたしました。意向調査は、山木屋地区の全世帯主５５９世帯を対象に実施をし、うち３１９世帯から回答があり、回収率は５７．１％となっております。

設問のうち、避難指示解除後の帰還意向では、「戻りたいと考えている」が４５．５％となり、昨年１月に実施した前回調査では３５．４％の方が戻りたいと考えていると回答しておりますので、比較いたしますと１０．１ポイント戻りたい方がふえております。生活圏の除染終了や、いぐねのうち危険木の伐採、井戸の掘削事業などへの取り組みにより、帰還を前向きに考える住民の皆さんがふえたのではないかと復興庁では分析をしているようでございます。

また、帰還を希望する住民のうち、避難指示解除から戻るまでの期間は、「避難解除後すぐに」が５５．９％で最も多い数値となりました。一方、「戻らないと決めている」方は２２．６％で、前回調査より０．７ポイント減少している結果となりました。

た。避難の解除につきましては、除染の結果や生活再建に係るインフラの整備等々を確認し、これらのアンケート結果にあらわれた「戻りたい」「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」といった住民皆様の意向にもしっかりと寄り添って、山木屋地区の皆様、町議会、国、県との十分な協議を踏まえて行うものと認識をしております。

次に、山木屋地区復興拠点の整備について申し上げます。

これは、山木屋地区住民の皆様への帰還に際し、住民皆様の安全、安心な生活再建を支える地域の復興拠点として住民皆様のよりどころとする考えのもと、山木屋地区の中心地に国などからの補助を充てて建設を計画している施設でございます。

あわせて、今年度、町などが出資を行い、かわまた復興発電合同会社を設立し、国の再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援補助の採択を受け、太陽光による発電施設建設事業に着手することができました。この事業の売電収益につきましては、具体的には、事業へ出資された皆様の合意のもと、町で計画する復興拠点施設の維持管理費の一部に充てることとしております。

また、これらの施設整備には、一体的な複合型施設の整備に向け、国の福島再生加速化交付金を初めとする各種補助制度について、使い勝手のよい支援制度となるようさらに要望活動を強めるなど、働きかけを行ってまいります。本複合型施設につきましては、地域住民の皆様から広くご意見をいただき、住民の皆様への真に必要な帰還に際しての復興拠点整備事業に結びつくよう、十分ご理解をいただいた上で、その具現化に向けまして、今後、予算確保を行い、事業の推進を図ってまいりますので、議員の皆様にはより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大規模事業実施による今後の財政運営についてであります。

町の復旧・復興・再生を目指し、現在、新庁舎や復興公営住宅の建設、工業団地造成など、町始まって以来の大規模事業に取り組んでおりますが、集中復興期間が終了すれば、今後厳しい財政状況が予想されますので、後年、財政破綻に陥らないよう、必要財源を確保し、今から財政計画をしっかりと立て、取り組んでまいりたいと考えております。

このうち、地震で被害に遭った役場庁舎につきましては、今年度、庁舎単独災害復旧事業分の震災復興特別交付税が約7億9,000万円交付されるとともに、財源として計上する町債には交付税措置のある被災施設復旧関連事業債が認められ、その元利償還額の7割に交付税措置が見込めます。

復興公営住宅建設につきましても、国の交付金を基金積立し、その財源といたしますが、資材費の高騰や労務単価の改定増などにより住宅等の建設コストが上昇し、不足財源は町債で賄う計画としております。

町の公債費の償還シミュレーションでは、償還のピークが平成34年度の約7億円となり、今年度の決算見込みベースを約2億円上回る額の負担を見込んでおります。

また、先般、今後10年間にわたる町の財政計画を町議会に提示いたしましたが、限られた歳入財源の中で公債費や扶助費の義務的経費を初めとする経常経費の伸びに

対応する必要があるため、常に財政状態を検証しながら、町財政の弾力性が失われないよう、計画的に節度ある財政運営への取り組みを徹底してまいりたいと考えてございます。

一方、羽田産業団地と西部工業団地の二つの団地の造成工事につきましては、事業費の4分の3に国の福島再生加速化交付金が、また、残りの4分の1には震災復興特別交付税がそれぞれ認められ、国が造成事業費の大部分を負担するこれらの国の支援は、厳しい財政状況下にある町にとりまして大変ありがたく、東日本大震災からの復興・再生をさらに加速できるものでございます。

町の産業振興と若者の地元定住、人口減少対策からも、工場敷地の造成完了後は速やかに企業誘致が実現できるよう、今後とも誘致活動に力を傾注してまいりたいと考えてございます。

次に、未来を担う子どもの育成、支援について申し上げます。

平成27年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもの健やかな成長のために欠くことのできない適切な環境が確保できるよう、自治体が責任を持って子ども及びその保護者に対し支援していくものであります。この目的を踏まえ、町が実施主体となって、質の高い子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進してまいります。

したがって、本町の子育てをしております保護者が現在置かれているさまざまな環境に応じ、保護者の選択に基づき、良質かつ適切な教育及び保育、その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に進められるよう、本町の子育て環境をしっかりと創出してまいりたいと考えてあります。

また、新年度では、ふれあい交流事業費の予算を増額し、若者の出会いの場を拡充し、結婚から子育てまで切れ目のない総合的な支援に努めるとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく保育の量的拡大を初め、幼保一体化の推進等を図ってまいります。

さらに、本町の地域創生への取り組みや人材育成の観点から、町に生まれて育ってよかったと思える魅力ある子育て環境をつくり上げてまいりたいと考えてあります。

次に、地域創生・人口減少対策について申し上げます。

人口減少対策は喫緊の課題であり、大震災と原発事故を受けて、本町では、県内市町村の中でも人口減少率が高くなっている状況下にあります。国においては、急激な人口減少時代の到来への対策として、昨年12月27日に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略の二つを閣議決定しました。

長期ビジョンは、地方から始まる人口減少の長期的な見通しと対策、その展望を示すもので、総合戦略は、長期ビジョンの展望を踏まえた5か年間の具体的な戦略を定めるもので、三つの基本的な視点として、一つ目に、東京一極集中を是正する、二つ目に、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する、三つ目に、地域の特性に即して地域課題を解決する、を掲げております。

町においても、地方版長期人口ビジョン、地方版総合戦略の平成27年度内の策定に努めるよう求められており、子どもを産み、育てやすい環境づくりに加え、女性や

高齢者が社会に参画し活躍できる環境づくり、生産年齢人口の減少に伴い危ぶまれる地域や経済の活力向上に加え、原子力災害という特殊事情を抱える本町ならではの独自の対応策を具体的に示した人口ビジョンや総合戦略を、有識者の意見や若者、女性の声を伺いながら、本年中に策定を行ってまいります。

また、取り組みの具体的なものとして、国が緊急対策として本年２月５日開催の国会で成立させた補正予算に計上した地方創生に係る交付金事業に着手することとし、一つは、プレミアムつき商品券発行事業など、地域内の消費喚起効果を高めることを目的とした地域消費喚起・生活支援型交付金で、もう一つは、今後策定する地方版総合戦略に盛り込む事業を先行して実施する地方創生先行型交付金であり、いずれも本年３月までに補正予算として計上するよう求められ、平成２７年度に繰り越して実施することとされております。

本町におきましては、消費喚起型交付金事業としてプレミアムつき商品券発行事業を、先行型交付金事業として定住化促進総合対策事業及び子育て支援事業に係る事業をそれぞれ掲げ、本３月定例議会に平成２６年度一般会計補正予算（第１０号）として予算を計上し、早急に取り組むことといたしました。

地域創生や総合戦略策定に当たりまして、子育て支援が重要な施策となることから、町における子育て支援に係る新体制の設置につきましては、今後の地域創生推進本部における検討や、総合戦略の策定の中で、町の総合的な子育て支援のあり方について協議を進め、新組織につきましても、これらの検討、協議を踏まえ、設置に取り組んでまいりたいと考えております。

町の復興と地域創生が目指す町の将来像は一体のものと考え、大規模に展開する各種復興事業と地域創生の取り組みとを組み合わせ、相乗的な効果を狙って、今やるべきこと、長期的な展望に立って進めること、これらを念頭に置きながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ議員皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

初めに、議案第２６号「平成２７年度一般会計当初予算」についてご説明申し上げます。

平成２７年度の国の予算編成に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略等を踏まえ、民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、聖域をなくし、予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策及び緊急性の高いものを重視しつつ、真に必要な施策に予算を重点化することとしております。

また、県は「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向け、１３の重点プロジェクトを中心に、人口減少や高齢化社会の課題への対応を初め、復興計画に基づく一日も早い復興・再生の実現のため、被災者の生活再建、風評対策などの視点から選択した事業を最優先に予算配分を行うとしております。さらに、国、県とも厳しい財政状況にあるため、これまで執行した事業の効果をしっかり検証しつつ、あらゆる方策を講じて財源を確保することとしております。

本町においても、このような厳しい財政状況にあることは同様でありますので、こうした状況を踏まえ、本町の平成27年度当初予算の編成に当たりましては、町復興計画に定める集中復興期間である平成23年度から平成27年度の5か年間の最終年度となることから、被災者の生活再建に向けた環境整備など、東日本大震災からの復旧・復興・再生に係る事業に対し重点的に予算配分を行い、除染、健康管理、食の安全確保、新庁舎や復興公営住宅の建設に加え、工業団地の造成などに取り組み、さらに、人口減少や少子化対策について、子育て支援の拡充や子育てしやすい環境の整備など、地域の創生を図る予算編成を行ったところでございます。

事業の推進に当たりましては、第5次川俣町振興計画を基本としつつ、町復興計画や除染実施計画に基づき、脱原発の考えに基づく再生可能エネルギーの導入により、防災拠点ともなる鶴沢公民館への太陽光発電設備の設置、継続費で実施する復興公営住宅の整備や役場新庁舎建設事業、除染後の未舗装町道の舗装事業、開所した子どもの屋内運動場の運営事業、空間・農産物・井戸水等のモニタリング事業、妊産婦や18歳までの年齢を対象に実施するバッジ式線量計測定事業、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査や、かわまたこどもハッピー・スクール事業などの実施により、全町民の健康不安対策を優先的に進めながら、誰もが安心して暮らせる環境の整備を図ってまいります。

平成27年度の一般会計の概要につきまして、予算総額は、対前年比7.6%、9億2,800万円増となる、132億1,500万円といたしました。予算総額の増額は、継続事業で取り組む復興公営住宅や新庁舎の建設事業費計上によるものが大きく、平成27年度につきましても、除染対策事業費を含む原子力災害対策費として、総額約28億円の経費を計上したところでございます。

本町の財政状況は、財政の健全化を示す指標である経常収支比率が平成25年度決算において89%となり、財政構造の硬直化を示しております。一方、公債費比率は4.6%、債務負担行為等を含む実質公債費比率は6.6%と、ともに前年度と比較いたしますと改善はされておりますが、毎年度の予算編成において、その財源に財政調整基金等の基金取り崩しで対応している状況が続いております。

平成27年度につきましては、ふれあい福祉基金から約4,800万円の繰り入れを行い、老人福祉事業等へ充てることとしており、基金の取り崩しに加え、東日本大震災により被災団体に対して地方交付税法の規定に基づき交付される震災復興特別交付税を7億8,214万円計上しております。これは、震災復興特別交付税の算定項目である国の補助事業で実施する工業団地造成事業などの町負担分や、町税の条例減免等による減収額減免分、中長期職員派遣人件費などを計上したものでございます。

また、町債も、交付税措置がある財政負担の少ない適債事業を中心に社会資本整備の推進を図るため、総額で約16億6,000万円を計上しておりますが、このうち新庁舎建設事業に係る町債が全体の8割を占めるなど、見込み得る限りの財源を見込み、計上したところでございます。

それでは、歳入歳出の主なものについて申し上げます。

町税では、個人町民税、固定資産税、軽自動車税については、原子力災害による山木屋地区の減免などを継続いたしますが、当初予算額対比では全ての税目で伸びが期待でき、前年度比8,637万円、8.3%の増となっております。

次に、地方交付税につきましては、地方交付税のうち普通交付税は、全国平均の伸び率0.8%の減が示されており、今年度の交付実績を踏まえ、1.1%減額として見込み、22億6,514万9,000円を計上しております。

特別交付税につきましては、これまでの交付実績を踏まえ、交付見込み額を17.2%増額とし、1億7,670万円の計上しております。

一方、繰入金では、総額10億3,918万3,000円と、前年度比較で3億8,916万3,000円の減額となりました。これは、財源不足を補うための財政調整基金からの繰入額を減額したほか、生活拠点形成交付金基金や東日本大震災復興基金の取り崩しについても、現在高の関係からそれぞれ減額としたもので、特に東日本大震災復興基金については、平成26年度末の基金残高見込み額1億4,558万6,000円の全額を平成27年度の除染後の未舗装町道の舗装等に充てることとし、基金事業でこれまでの3年間実施してきた親子のびのびリフレッシュ事業につきましては、取りやめといたしております。

次に、歳出では、総務費の新庁舎建設事業費は、2か年間の継続費を設定し、新庁舎建物の建設事業に取り組むほか、外構工事費や新庁舎用備品購入費などに合わせて約15億円を計上するとともに、新庁舎建設に伴うコンピュータネットワーク環境整備費に1,800万円を措置をいたしております。

また、山木屋地区の避難解除後に早期に帰還を希望する住民を対象とした井戸掘削工事費や、除染に伴う汚染物質運搬業務委託費などに加え、除染後の継続モニタリング業務委託費などに国費を活用して、継続して取り組んでまいります。

総務費全体では、除染対策事業に係る経費の減少により、前年度の8.1%の減額となりました。

民生費では、前年度と比較して3.1%の減であります。これは、所得の低い方が受ける負担の影響に適切な配慮をするため臨時的に措置される臨時福祉給付金事業と、子育て世帯への影響を緩和するための子育て世帯臨時特例給付金事業の給付額が、平成27年度は減額措置でも継続されることによるものが要因で、一方、特別会計への繰出金では、介護保険特別会計に対し、介護保険料1割減免の財源措置として、所要額を計上したところでございます。

さらに、定住化対策として実施しております、70歳到達時における人間ドック無料化の推進を図るため、該当者への周知徹底を図るとともに、事業を実施する国民健康保険事業特別会計に対し、所要額を繰り出すこととしております。

衛生費では、健康管理のため、継続して放射線対策の一環で実施するバッジ式線量計測定委託料や内部被ばく検査委託料、最大15回分の妊婦健診委託料を措置するとともに、新たに血液検査による胃がんリスク検査の実施費用や、山木屋診療所施設整備のため、国民健康保険特別会計への繰出金を計上しております。

農林水産業費では、県営事業で取り組む、山木屋地区の農地除染と一体的に実施する暗渠排水工事費に対する負担金や、ふくしま森林再生事業費、課題となっている有害鳥獣対策事業について、捕獲報償金や委託料を増額して計上するとともに、震災後4回目となる米の全袋検査事業に係る補助金の所要額を計上いたしております。

商工費は、前年度と比較して約22億5,000万円の増額となっておりますが、主な要因は、工業団地造成事業特別会計への繰出金として、羽田産業団地造成事業費や西部工業団地造成事業費を計上するとともに、新たに企業立地促進補助金を創設し、企業誘致の実現を図る予算措置を行ったところでございます。

土木費では、復興公営住宅建設事業を平成28年度までの2か年間の継続事業で取り組むとともに、町道新設改良費では、7路線の改良整備費を計上し、道路維持費では、除染が完了した町道のうち未舗装生活道部分の舗装等事業に取り組む予算を計上するとともに、道路ストック総点検事業に係る調査業務や、町道や河川、ふもとがわ団地など町営住宅の維持補修工事費を計上し、住民皆さんの安全性、利便性の確保を図ってまいります。

消防費は、震災による住宅、宅地の被害や井戸の修繕工事に対する補助について、今年度までに完了できない分に加え、山木屋地区における需要なども見込み、計上しており、消火栓新設等負担金や小型消防ポンプ購入費、小島小ヶ坂消防屯所の改修費、消防団員へのアルミ防火衣整備費など、消防資機材の充実を図ってまいります。

なお、継続して、緊急雇用創出基金事業を活用した山木屋地区の地域安全パトロール事業費を措置したところでございます。

教育費では、再生可能エネルギー導入事業として、太陽光発電システムを災害発生時の防災拠点ともなる鶴沢公民館に設置するための費用や、川俣南小学校体育館改築のため耐震診断調査委託料を措置するとともに、子どもの屋内運動場運営費を計上しております。

また、スクールソーシャルワーカー派遣事業費、避難児童・生徒等支援事業費、小学生、幼稚園児を対象に自然体験活動等を行う、かわまたこどもハッピー・スクール事業にも予算措置をしております。

これらの新年度予算確保により、大地震と原発事故による放射能汚染の東日本大震災からの復興・再生に全力を傾注してまいりたいと考えております。

それでは次に、今定例会に提出しているその他の議案について説明申し上げます。

議案第5号から議案第8号までの4件は条例の制定に関する議案で、原子力災害の発生に伴う計画的避難区域の設定により、避難区域に住所を有する方等に対し、平成27年度につきましても引き続き、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を特例減免する条例や、介護保険法の改正、子ども・子育て支援法の施行に伴い、新たに条例の制定が必要となったものでございます。

次に、議案第9号から議案第21号までの13件は条例の一部改正を行う議案で、うち5件は、行政区長、行政連絡員及び議会議員の皆様に係る報酬、町長等特別職の

給与、職員給与などについての一部改正となります。

税条例の一部改正は、個人町民税の１割減免措置を平成２７年度も継続して実施する内容でございます。

介護保険条例の一部改正は、平成２７年度から平成２９年度までの３年間の介護保険料を制定することに加え、介護保険法の一部改正に準拠した一部改正でございます。

その他、介護保険法施行規則等の一部改正省令の公布に伴う地域密着型介護サービス事業の自己評価公表に関する改正や、障害者自立支援法の改称に伴う改正がございます。

町営住宅条例の改正は、老朽化した七窪団地の用途廃止に伴う改正で、社会教育委員に関する条例の一部改正は、委員の委嘱について新たに基準を定めるものでございます。

町立幼稚園保育料に関する条例の一部改正は、子ども・子育て支援法の改正により、政令で定める額を限度として保護者世帯の所得の状況により保育料を定めるもので、従来の月額６，１００円を５，５００円とするほか、第２子についてはその半額、町民税非課税世帯については全額免除とする、これら保育料の額の定めを規則で規定するよう委ねる改正内容でございます。

議案第２２号「町道路線の認定及び廃止について」は、道路法第８条及び第１０条の規定により、町道路線の認定及び廃止について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算についてご説明申し上げます。

議案第２３号「平成２６年度川俣町一般会計補正予算（第１０号）」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ１億８，９４８万５，０００円を追加し、予算の総額を１７５億２，２４６万２，０００円とするものでございます。本補正予算は、主に事業費の確定等によるものや、不用額の減額などの補正に加えまして、緊急を要するものとして、国からの地域消費喚起型や地域創生先行型の交付金を活用した地域創生事業への取り組みのための予算計上でございます。

次に、議案第２４号と議案第２５号の２件は、各特別会計に係る今年度の補正予算で、議案第２７号から議案第３８号までの１２件につきましては、各特別会計に係る平成２７年度の当初予算となります。それぞれの目的に応じた事業を実施するため、所要額を計上したものでございます。

次に、議案第３９号と議案第４０号の２件は、人事案件でございまして、山木屋財産区管理会委員の欠員補充と、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、それぞれの委員の選任につきまして同意を求めるものでございます。

以上、提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたささせていただきますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



○議長（黒沢敏雄君） 日程第５，請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

陳情第３号「川俣町行政における購買や発注に関する陳情書」を総務文教常任委員会に、請願第１２号「法定外道路の町道認定に関する請願書」、請願第１号「ＪＡグループの自己改革の実現に向けた請願書」、請願第２号「町道認定と舗装改良工事に関する請願書」、陳情第２号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」以上４件を産業建設常任委員会に、陳情第１５号「平成２７年度予算編成に係る福島腎臓病患者友の会要望書」、陳情第１号「公的病院の運営に要する経費に対する財政支援について（要望）」以上２件は厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第６，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る１２月定例会で可決されました意見書につきましては、関係機関に送付いたしましたので報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。石河清君。

○１４番（石河 清君） 川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成２７年２月１９日午後２時５０分、川俣方部衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、高野善兵衛議員、高橋道也議員、黒沢敏雄議長とともに出席をしましてまいりました。

付議事件は、議報告１件、議案２件でございました。議報告１件の後、議案２件は、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部についてはお手元に配付のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第７，議報告第１号、例月出納検査の結果について報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） なお、例月出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 8，報告第 1 号「寄附採納」について報告いたします。
総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 9，報告第 2 号「専決処分の報告について（専決第 1 号復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について）」。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 報告第 2 号、専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第 2 項の規定により報告する。

記

専決第 1 号 復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について

平成 27 年 3 月 5 日

川俣町長 古川道郎

次のページをお願いいたします。

専決第 1 号、復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について

次のとおり請負契約を変更する。

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 復興公営住宅敷地造成工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 78,192,000 円 |
| | | （うち消費税及び地方消費税 5,792,000 円） |
| | | 変更後 78,447,960 円 |
| | | （うち消費税及び地方消費税 5,810,960 円） |
| 3 | 契約の相手方 | 川俣町字川原田 5 番地の 1 |
| | | 香野建設株式会社 |
| | | 代表取締役 香野茂夫 |

平成 27 年 2 月 17 日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

復興公営住宅敷地造成工事の工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置により、当初契約締結時点における直近の単価表を適用した積算に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議が平成 27 年 2 月 17 日付で香野建設株式会社よりあり、直近の単価適用日の平成 27 年 2 月 1 日に変更する必要が生じたため、平成 27 年 2 月 17 日付で、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分により工事請負契約の変更を行ったので、同法同条第 2 項の規定に基づき、議会に報告をするものでございます。

当初工事請負金額は 7,819 万 2,000 円、変更工事請負金額は 7,844 万 7,960 円、変更増額は 25 万 5,960 円で、当初に対して 0.33% のアップでござ

ざいます。

以上で報告第2号、専決処分の報告の説明とさせていただきます。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。
(午前10時59分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。
(午前11時15分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第10、発議第1号「平成27年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 発議第1号、平成27年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置について

次のとおり、平成27年度川俣町各会計予算審査特別委員会を設置するものとする。

平成27年3月5日提出

川俣町議会議長 黒沢敏雄

記

1. 名 称 平成27年度川俣町各会計予算審査特別委員会
 2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び川俣町議会委員会条例第4条
 3. 目 的 全議員が当初予算について、所属常任委員会の枠にとらわれず、
広範に理解を深め、町政の課題に対応した予算の検証と政策提言を
実現することを目的として設置する。
 4. 委員の定数 議長を除く全議員15名
 5. 期 間 平成27年3月5日から平成27年3月24日まで
- 以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、平成27年度各会計決算については議長を除く15名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第38号までの各会計予算13件については、議長を除く15名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置して審議することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の委員については、川俣町議会委員会条例第5条第3項の規定により、議長において、

- | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|--------|----|--------|
| 1番 | 村上源吉君 | 2番 | 高橋道弘君 | 3番 | 高橋真一郎君 | 4番 | 鳴原利光君 |
| 5番 | 高橋道也君 | 6番 | 菅野清一君 | 7番 | 斎藤博美君 | 8番 | 菅野意美子君 |

9 番 新関善三君 10 番 菅野正彦君 11 番 佐藤喜三郎君
12 番 五十嵐謙吉君 13 番 高野善兵衛君 14 番 石河清君
15 番 遠藤宗弘君

以上15名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、平成27年度川俣町各会計予算審査特別委員会委員については、指名のとおりに選任することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) ここで暫時休議し、予算審査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、ただいま指名しました議員の皆様は議員控え室までご参集願います。

なお、特別委員会の運営については、年長議員の方をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) ここで暫時休議いたします。(午前11時18分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 再開いたします。(午前11時37分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) それでは、互選結果について報告いたします。

委員長に遠藤宗弘君、副委員長に菅野正彦君、以上のように互選されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) お諮りいたします。

日程第11、議案第5号から日程第14、議案第8号までは、条例の制定に関する議案です。以上4件を一括議題とし、所管が同じ議案はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、以上4件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第11、議案第5号「東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成27年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長(寺島喜美夫君) 議案第5号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成27年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

条文の読み上げは省略させていただきます。

平成27年3月5日提出

(提案理由)

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において原子力災害が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、原子力災害対策本部長の指示した計画的避難区域の設定に伴い、当該計画的避難区域に住所を有する者等に対し、平成27年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免をするため、本条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。

本条例は、平成23年度から毎年度条例を制定しまして施行してまいりましたが、引き続き平成27年度におきましても、当時の計画的避難区域に住所を有する方々などに対しまして町が課する町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を行うため、町税等の減免の特例に関する条例を制定しようとするものでございます。

第1条では、その趣旨を述べております。

第2条では、被災区域を計画的避難区域として設定されたところの山木屋の区域と定義しています。

第3条第1項では、被災区域に住所を有する個人、法人の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、事業継続を認められた者に係るものを除いて、申請によることなく、全額を減免するとしています。

同じく第2項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中に土地、家屋、償却資産を有する場合、その固定資産に係る固定資産税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請を、2号で承認又は却下を、3号でその申請は本年12月31日までに行わなければならない旨を述べています。

同じく第3項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中を使用の本拠としている軽自動車に係る軽自動車税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請を、2号で承認又は却下を、3号でその申請は本年12月31日までに行わなければならない旨を述べています。

第4条では、第3条の申請に虚偽、その他不正があった場合、当該減免の取り消しについて述べております。

第5条では、必要事項について、町長への委任を述べております。

附則では、この条例の施行日及び27年度分の町税等に限っての適用を述べております。

次に、様式第1号につきましては、第3条関係の固定資産税減免申請書、第2号は、固定資産税減免申請に対する承認又は却下の通知書、第3号は、同じく第3条関係の軽自動車税減免申請書、第4号は、軽自動車税減免申請に対する承認又は却下の通知書でございます。

以上、議案第 5 号の説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 12，議案第 6 号「川俣町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、日程第 13，議案第 7 号「川俣町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第 6 号、川俣町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

条文の読み上げは省略させていただきます。

18 ページをお願いいたします。

平成 27 年 3 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

19 ページです。

（提案理由）

介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、条例を制定しようとするものである。

ご説明を申し上げます。

第 3 次地方分権一括法による介護保険法の改正によりまして、現在、厚生労働省令で定められているものを町の条例で定めたものでございます。

指定介護予防支援事業所とは、地域包括支援センターで行う要支援 1、要支援 2 の認定を受けている方に対して行う介護予防ケアマネジメントを行う事業所でございます。本町には新ふくしま指定居宅介護支援事業所ほか 4 カ所が登録となっております。

以上、議案第 6 号「川俣町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 7 号、川俣町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
条文の読み上げは省略させていただきます。

次のページです。

平成 27 年 3 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの事業を実施するため、必要な基準について、条例を制定しようとするものである。

ご説明を申し上げます。

第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準は、町の条例で定めることとなりました。本町においても当該基準を定めるための条例を整備したところでございます。

本町には包括支援センターが1カ所ございますが、職員に係る基準等は省令のとおり満たしているところでございます。

以上、議案第7号「川俣町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第14、議案第8号「川俣町保育所条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第8号、川俣町保育所条例

川俣町保育所条例（昭和42年川俣町条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所として、川俣町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

（名称、位置及び入所定員）

第2条 保育所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。

名称	位置	入所定員
すみよし保育園	川俣町字五百田21番地	130名

（保育料）

第3条 保育所に入所する児童の保護者は、規則で定める保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）による、政令で定める額を限度とするものとする。

3 町長が特別の理由があると認める場合は、第1項の保育料の一部を減額又は全部を免除することができる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、保育所の管理、運営及び申込手続きその他保育の実施に関して必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、町長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正を行うものである。
ご説明いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法が平成27年4月1日より施行されることに伴い、保育所条例の全部を改正しようとするものでございます。

第1条におきましては、保育所設置の根拠法令に基づき保育所を設置することを述べております。

第2条におきましては、保育所の名称、位置、入所定員について規定しており、改正前の条例と同一でございます。

第3条におきましては、第1項では、規則で定める保育料の納付義務について、第2項では、保育料の額については限度額が政令により定められていること、第3項では、減免について規定しております。

第4条におきましては、委任として、この条例に定めるもののほか、法令に別段の定めがない場合には町長が別に定めることを規定しております。

なお、第3条第1項に定める保育料に係る規則は別に定めることとしており、内容につきましては、階層区分を13区分とし、3歳以上児と3歳未満児に分け、区分ごとに保育標準時間、11時間ですが、と、保育短時間、8時間に分けて定め、現行の保育料よりも高くないことを前提に、国基準の6割から7割となるよう配慮し定めることとしております。

また、改正前の条例では、第3条に保育の実施基準が定められておりましたが、児童福祉法からの委任がなくなったため、削除するものです。なお、これについては、子ども・子育て支援法において規定されております。

以上、説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

日程第15、議案第9号から日程第24、議案第21号までは、条例の一部改正に関する議案です。以上13件を一括議題として、所管が同じ議案はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、以上13件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第15、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」、日程第16、議案第10号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、日程第17、議案第11号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第18、議案第12号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、日程第19、議案第13号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上5件を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成25年川俣町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故後の行政区長、行政連絡員の業務量を考慮した報酬とするため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

行政区長及び行政連絡員の皆様には、東日本大震災、それに伴い発生した福島第一原子力発電所事故以降、災害に関する広報誌の各家庭への配布や除染事業等の復興、再生に向けた事業の実施に当たり、町と町民との間の連絡等を行っていただくなど、今までにない負担が生じているところであり、その職務は以前よりも重要性を増しております。そのため、平成27年度の報酬については、引き続き定める額の2倍の額とすることを附則で規定するものでございます。

以上が議案第9号でございます。

議案第10号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年川俣町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の150」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町議会の議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

本改正は、平成26年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、議会議員の期末手当の改正を行うものでございます。期末手当につきまして、6月支給分を月額報酬の100分の140から100分の147.5へ、12月支給分を100分の150から100分の157.5へと、年間100分の15の引き上げを行うものです。これによ

り、年額で５１万８４０円の増額となります。

以上が議案第１０号でございます。

議案第１１号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

町長、副町長の給与に関する条例（昭和３１年川俣町条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「１００分の１４０」を「１００分の１４７．５」に、「１００分の１５０」を「１００分の１５７．５」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

平成２７年３月５日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

町長及び副町長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

本改正は、平成２６年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、町長、副町長の期末手当の改正を行うものでございます。期末手当について、６月支給分を月額報酬の１００分の１４０から１００分の１４７．５へ、１２月支給分を１００分の１５０から１００分の１５７．５へと、年間１００分の１５の引き上げを行うものです。これにより、年額で２２万８,３００円の増額となります。

以上が議案第１１号の説明でございます。

議案第１２号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和３１年川俣町条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「１００分の１４０」を「１００分の１４７．５」に、「１００分の１５０」を「１００分の１５７．５」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

平成２７年３月５日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

本改正は、平成２６年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、教育長の期末手当の改

正を行うものでございます。期末手当につきまして、6月支給分を月額報酬の100分の140から100分の147.5へ、12月支給分を100分の150から100分の157.5へと、年間100分の15の引き上げを行うものです。これによりまして、年額で9万5,250円の増額となるものでございます。

以上が議案第12号の説明でございます。

議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和41年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条文の読み上げは省略させていただきます。

6ページをお開きいただきます。

平成27年3月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成26年福島県人事委員会勧告の実施等に伴い、所要の改正を行うものである。ご説明を申し上げます。

第2条におきまして、給料の定義について改め、第12条の2では、単身赴任手当の月額を2万3,000円から3万円に引き上げるとともに、距離による支給限度額を4万5,000円から7万円に引き上げるものです。

第19条の2において、管理職員の災害時などの勤務に平日の深夜の勤務を追加し、第24条では、再任用職員に支給する手当に住居手当と単身赴任手当を追加するものでございます。

本条例附則第18条では、6級かつ55歳を超える職員の給与の0.9%の減額措置について、無期限であったものを平成31年までとするものでございます。

第13条及び第21条におきましては、法律の改正等による条項の改正を行うものでございます。

給料表の改正については、別表第1のとおりとし、1級と2級28号、3級13号以下については平均1%の増額とし、それ以外については1%から3%程度の減額を行うとともに、4級以上について8から12号の枠外増設を行うものでございます。

附則第1項では、施行期間を平成27年4月1日とし、第2項で現給保障期間を5年間と定め、第3項において期末勤勉手当の計算の基礎に現給保障額を加えることを決めました。

第4項におきましては、単身赴任手当の段階的引き上げを行うため、平成29年度までは3万円以下とするものでございます。

この給与表の見直しによりまして、年間550万円の減額となるものではございますが、現給保障期間につきましては132万円の増額となるものでございます。

以上、議案第9号から議案第13号までの説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時です。
(午後０時０１分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。
(午後１時００分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 議案の説明を続けます。

日程第２０，議案第１４号「川俣町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 議案第１４号、川俣町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川俣町税条例の一部を改正する条例（平成２４年川俣町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第２２条の２の見出し及び同条中「平成２６年度」を「平成２７年度」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

平成２７年３月５日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

原子力災害の被害の甚大さに鑑み、平成２７年度における個人の町民税を減免するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

今回改正する附則第２２条の２は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の被害の甚大さに鑑みまして、申請によることなしに平成２４年度から平成２６年度に課する個人の町民税の税額から１０％を減免するための規定でございましたが、この規定をさらに１年延長し、平成２７年度につきましても同様に減免するため、改正を行うものでございます。

以上、議案第１４号の説明とさせていただきます。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第２１，議案第１５号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例」、日程第２２，議案第１６号「川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第２３，議案第１７号「川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第２４，議案第１８号「川俣町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例」、

以上4件を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第15号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例

川俣町介護保険条例（平成12年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条文の読み上げは省略させていただきます。

次のページ。

平成27年3月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。「医療介護総合確保推進法」という。）による介護保険法の改正」及び「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定などに関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号）」並びに「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第135号）」が国において施行されることに伴い、本町における第6期介護保険事業計画期間の介護保険料の改定等を実施するため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

第6期の保険料につきましては、県より定められましたワークシートにより平成27年度から平成29年度までの必要とする介護給付費の総額を推計し、被保険者が負担する割合22%を1人当たりの計算にし直すと、月額当たり6,054円の保険料が算出されました。年間で7万2,700円となります。

また、6期では、介護保険料の段階を7段階から9段階へと多くいたします。これは、所得のある方からはより多く納めていただくことと、低所得者にはより軽減を図るためのものでございます。

また、経過措置を設けた理由ですが、総合事業の移行につきましては、今のサービスプラスアルファの多様なサービスをつくり出し、条例等々でしっかりと決まり事を定めなければならないため、準備期間を要することから、2年間を準備期間といたしまして、平成29年4月1日からの新事業への移行と経過措置を設けました。これによる要支援者の弊害等はありません。

以上、議案第15号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号、川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条文の読み上げは省略させていただきます。

3 ページです。

平成 27 年 3 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

本条例は、平成 25 年 4 月 1 日に施行されております。今般、国の改正省令が平成 27 年 4 月から施行予定であるため、条例の改正をするものでございます。

本町には、この地域密着型に該当する施設は、社会福祉法人信達福祉会川俣ホーム、グループホーム絹の郷、かえでの森、特養老人ホームはなづかが、四つが該当となっております。

以上、議案第 16 号、川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。

続きまして、議案第 17 号、川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こちらも条文の読み上げは省略させていただきます。

7 ページ。

平成 27 年 3 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

8 ページになります。

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

本条例につきましても、平成 25 年 4 月 1 日に施行いたしております。今般、国の改正省令が平成 27 年 4 月施行予定であるため、条例の改正をするものでございます。

大きなところでは、複合型サービス事業所名が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等に変わることや、あとは、登録定員に対します利用定員の人数が明らかに加えられたところでございます。

以上、議案第 17 号、川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。

続きまして、議案第 18 号、川俣町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

川俣町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年川俣町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

平成 24 年法律第 51 号により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（旧名称「障害者自立支援法」）の改称に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

今般、障害者の自立支援認定審査会を開催するに当たり、条例で旧名称が使用されていたことが判明いたしました。そのため改正するものでございます。

以上、議案第 18 号、川俣町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 25、議案第 19 号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第 19 号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅条例（平成 4 年川俣町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中「23」を「21」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

老朽化した町営住宅の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

七窪団地 29 号と 34 号の 2 戸について、老朽化により使用できないので、用途廃止をして解体するため、七窪団地の戸数を 23 戸から 21 戸に変更するものです。

廃止する七窪団地 29 号と 34 号は、どちらも昭和 38 年建築で、延べ床面積はどちらも 32.3 平方メートルです。

以上で議案第 19 号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 26、議案第 20 号「川俣町社会教育委員に関する条例の

一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 議案第20号、川俣町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

川俣町社会教育委員に関する条例（昭和35年川俣町条例第136号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年3月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の「委嘱の基準」を新たに定めるため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

社会教育法の改正によりまして、社会教育委員の委嘱の基準について町が条例で定めることとなりましたので、既に制定されております社会教育委員に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容は、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に第3条として社会教育委員の委嘱の基準を新たに加えるものでございます。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第27、議案第21号「川俣町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第21号、川俣町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例

川俣町立幼稚園保育料に関する条例（昭和47年川俣町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保育料の額）

第2条 幼稚園に入園している児童の保護者は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。

2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに

第28条第2項第1号及び第3号に規定する町が定める保育料の額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度とする。

第2条の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に川俣町立幼稚園において受けた教育に係るこの条例の規定による改正前の川俣町立幼稚園条例の規定による保育料については、なお従前の例による。

平成27年3月5日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日より開始されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第2条第1項において、幼稚園に入園している児童の保護者に対し規則で定める保育料納付の義務、第2項では、保育料の額は国が政令により定める限度額の範囲内で町が定めることを述べております。

改正前の条例では、保育料の額は一律月額6,100円と規定しておりましたが、これを削り、新たに規則で定めるものとし、その関連で、第2条の2に定めていた月の途中における入園者の保育料についても削除するものでございます。

また、平成27年4月1日以前の保育料については、なお従前のとおりとすることを附則として述べております。

なお、第2条第1項に定める保育料に係る規則は別に定めることとし、内容としたしましては、一律6,100円だったものを4階層に分け、第1、第2階層の低所得者層を無料とし、第3、第4階層を5,500円とすることなどとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第28，議案第22号「町道路線の認定及び廃止について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第22号、町道路線の認定及び廃止について町道の路線を次のように認定及び廃止する。

1. 認定する路線

路線 番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1125	柏崎線	川俣町字柏崎90先	字柏崎 地内
		川俣町字柏崎89-8先	
1126	小作線	川俣町字小作75-2先	字小作 地内
		川俣町字小作75-5先	
2342	植松・南線	川俣町大字西福沢字植松17-1先	字植松 地内
		川俣町大字西福沢字南1先	
4052	館ノ内線	川俣町大字羽田字館ノ内23-5先	字館ノ内 地内
		川俣町大字羽田字館ノ内20先	
4053	瓜蕪良内線	川俣町大字羽田字瓜蕪良内95-2先	字瓜蕪良内 地内
		川俣町大字羽田字瓜蕪良内86-1先	
5045	峨籠・上大木戸線	川俣町飯坂字峨籠32先	字峨籠 地内
		川俣町飯坂字上大木戸32-1先	
5046	上大木戸線	川俣町飯坂字上大木戸9先	字上大木戸 地内
		川俣町飯坂字上大木戸29-1先	
5047	檀松線	川俣町飯坂字檀松9先	字檀松 地内
		川俣町飯坂字檀松1-3先	
7021	梅久保山・上羽金線	川俣町小綱木字梅久保山37先	字梅久保 地内
		川俣町小綱木字上羽金4-1先	
8084	家野線	川俣町山木屋字家野3-1先	字家野 地内
		川俣町山木屋字家野2-1先	

2. 廃止する路線

路線 番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
2306	丸森山・南線	川俣町大字西福沢字丸森山2-1先	丸森山 地内
		川俣町大字西福沢字南1先	

平成27年3月5日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

町道路線の認定及び廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、議会の議決を得るものである。

3ページからの認定路線位置図でご説明を申し上げます。

1125、柏崎線。延長は132メートル、幅員で記載してございますが、これは敷地の幅でございます。以下同様でございます。幅が2.5メートルから4.0メー

トル。この路線につきましては、認定、整備の請願があったものでございます。位置については図に記載のとおりでございます。

4 ページをお願いいたします。1 1 2 6、小作線。延長が24メートル、幅員が4メートルから6.0メートル。この路線につきましては、町道認定の申請があったものでございます。場所につきましては図面のとおりでございます。

5 ページをお願いいたします。2 3 4 2、植松・南線。延長が440メートル、幅員が1.6メートルから7メートルでございます。この路線につきましては、町道西方飯野線の道路改良工事に伴い、13ページに廃止する路線、2306、丸森山・南線の起点が変わったため、新たに認定をするものでございます。場所について地図のとおりでございます。

6 ページをお願いします。4 0 5 2、館ノ内線。延長が80メートル、幅員が2.0メートルから3.0メートル。この路線につきましては、認定、整備の請願があったものでございます。位置につきましては地図に記載のとおりです。

7 ページをお願いいたします。4 0 5 3、瓜蕪良内線。延長が115メートル、幅員が3.0メートルから4.0メートルです。この路線につきましては、認定の請願があったものでございます。位置については地図記載のとおりでございます。

8 ページをお願いします。5 0 4 5、峨箆・上大木戸線。延長が190メートル、幅員が2.0メートルから3.0メートル。この路線につきましては、認定、整備の請願があったものでございます。位置については地図記載のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。5 0 4 6、上大木戸線。延長が135メートル、幅員が1.5メートルから3.0メートル。この路線につきましては、認定、整備の請願があったものでございます。位置は地図記載のとおりでございます。

10 ページをお願いいたします。5 0 4 7、檀松線。延長が600メートル、幅員が7.4メートルから8.6メートル。この路線につきましては、県道原町川俣線の道路改良工事により旧道となったもので、町道として管理するため認定を行うものでございます。位置については地図記載のとおりでございます。

11 ページをお願いいたします。7 0 2 1、梅久保山・上羽金線。延長が1,200メートル、幅員が6.8メートルから11.9メートル。この路線につきましては、国道114号の道路改良工事により旧道となったもので、町道として管理するために認定をするものでございます。位置については地図記載のとおりでございます。

12 ページをお願いいたします。8 0 8 4、家野線。延長が120メートル、幅員が3.0メートルから4.0メートル。この路線については、認定、整備の陳情をいただいたものでございます。位置については地図記載のとおりです。

13 ページをお願いいたします。これにつきましては廃止路線の位置図でございます。2306、丸森山・南線。延長が448.8メートル、幅員が1.6メートルから7.0メートル。この路線につきましては、認定する路線2342の植松・南線と重複するため、廃止をするものでございます。

以上で議案第22号、町道路線の認定及び廃止についての説明とさせていただきます

す。よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

日程第29、議案第23号から日程第31、議案第25号までは、平成26年度各会計の補正予算です。以上3件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、以上3件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第29、議案第23号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第23号 平成26年度川俣町一般会計補正予算（第10号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第30、議案第24号「平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号）」、日程第31、議案第25号「平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第24号 平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第25号 平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

（午後1時54分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後2時10分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第32、議案第26号「平成27年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第26号 平成27年度川俣町一般会計予算について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、特別委員会に来ないんで、五、六点確認したいんですけど、

まず、1点目、議案第14号とも絡むんですけども、議会からの提起によりまして、24年度から個人町民税であって、個人町民税、1割カットしているんですけど、これについては多分交付税の特区で来ているんだか、震災特区で来ているんだかわかりませんが、予算措置が収入として見ているんだと思うんですね、1割カットした分。その金額は幾らになっているのか、ことしの27年度予算で。それと、その金額と、特区で入ってくるんだか、震災復興特別交付税でもらえるんだか、そこも明らかにしたいと思うんですが。

あと二つ目ですけども、介護保険特別会計の繰出金ね、3億3,000万ということで、4,000万超かな、4,700万伸びているんですね、27年度予算ね。さっき補正の説明あったけど、介護保険も一般会計も。これは介護保険のほうも町民税と一緒に1割カットをして減免して、町民の皆さんに負担をかけないということで、24年度からやってきたんですが、厚生労働省がどうしても認めないというふうなことで、金が足りなくなったんで、補正予算で7,700万、今度入れるということですね。

今回の27年度予算では、その分は既に見込んで、この3億375万4,000円になっているのか、いや、それはあくまでも国からもらえるという前提で繰出金を計上しているのか、その辺もお知らせをいただきたいと思うんです。

あと157ページの福島森林再生事業というのがあるんですね。きのう、民報新聞に、これも大きく載っていましたが、この福島森林再生事業って林業事業のように見えますけど、実際は県としては、国による森林除染が進まないから、民有林を間伐することによって線量低減事業として取り組んでいるわけですよね、25年度から。その趣旨はわかるんですけど、今回もこれ6,000万から上げているわけだ、去年は1億上げたわけです。実際はできなくて、9,000万、明許繰越して、今度5,000万まだ足すということなんだけど、この線量ね、山の除染をやってほしいという町民の声は全地区にあるわけだ。だけど、実際に川俣でやっているのは、特定地域しかやってないわけね。そうすると、前、イノシシのわなと同じで、知っている人だけやっているのかということにもなるんで、こういう事業がありますよということを住民にどのようにお知らせをして、この場所に決まって取り組んでいращやるのか、これからは住民に教えて、飯坂であれ、秋山であれ、小島であれ、福沢であれ、どこでも取り組めるということになるのかどうかお知らせをいただきたいんですが。

あともう一つは、この森林再生事業で排出される可燃物がいっぱい出てくるわけ、間伐伐採を中心にするわけですから。それは、過日、霊山のほうの石田にできた伊達衛生処理組合の仮設焼却炉で焼却すんだというふうに私ども聞いているんですけど、私もたまたま本議会から伊達衛生処理組合の組合議員として選出されて行っているんですが、伊達衛生処理組合議会のほうから私一回も聞いたことないんですよ、その話ね。あくまでも各町村がやった除染の可燃性の除染廃棄物について15万8,000トンだったかな、燃やしますと、こういうことになっているんで、この森林再生事業で出てきた可燃性廃棄物というのは、本当に伊達衛生処理組合のあの仮設焼却炉で処

理できるのかどうかお聞きをしておきたいんです。

あと、一般質問もあるんで、これは町長、どういうことでこの予算をつくったか確認したいんだけど。2月にもらった財政計画ね、これから見ると、大体13億ぐらいトータル、歳入も歳出も減っているんだ。それはわかるんですよ、私も見て。何でかという、国庫支出金かな、県支出金かな、県支出金が13億減って、物件費が13億円減らしたから、ちょうどそれはつじつまが合うんですよ。ところが、中身を見ると、何が物すごく問題かという、私から言わせると、支出において、例えば人件費ね、財政計画では27年度は10億7,900万だとか書かれている。ところが、今回の予算提案されているのは、11億8,500万なんだ。1億円以上違うわけ。大体1億円違う。1億円強違うんですよ、人件費が。あと、繰出金は大体3,000万ふえているのね。合わせると1億3,000万、そこで狂うんですよ、最初から。財政計画の初年度から狂うわけ。ましてや、人件費が一番計算しやすいものじゃないですか。そこが初年度から1億狂っているというのはどういうことなんだか、あと、繰出金も何でそういうふうになったのだから、その原因をお知らせいただきたい。

あと、5点目は、ふれあい福祉基金ね、4,867万5,000円入れて、この老人福祉、介護保険の持ち出しに使うんだって言うんですけど、この4,800万を落とすことによって、国からもらった原資は手をつけなくて済むのかどうか。手つけないだとすれば、条例改正しないと手つけられないと思うんだけど、そこはどうなっているかお聞きをしたいと思います。

最後なんだけど、地方消費税交付金、12月議会の一般質問で、町長、増税分は子育て支援なり、そういった社会保障費の充実のために使うように、わかるようにしていきたいと、こういうふうに町長も答弁してくれたんだけど、今回、前年度より5,770万伸びてるんですよ。この5,770万伸びた地方消費税交付金はどこの事業にどういうふうに充当になっているのかお知らせをいただきたい。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 森林再生事業に関してのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

まず、森林再生事業でございますけれども、これは基本的に最初の目的といたしましては、震災以降、森林に対する森林の経営活動が低迷をしております。その低迷した森林の生産活動なり経営活動を活性化するためにこの事業が始まりました。それで、その林内の整理、あるいは作業道の整備、多種目にわたりまして、実際事業の実施ができるように計画されております。その計画をまず年度別計画を立て、その年度別計画を立てまして委託を出し実施をしてまいるという事業でございますので、その結果として林内を整理すれば、放射線対策のほうの一部のほうにもなるということは当然考えられるところでございますので、基本的にこれは除染を目的とした事業ではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、そういった事業であれば周知の方法でございますが、基本的に今までは森林組合等をお願いをしておきまして、林内に対しての計画、詳細は森林組合のほう

で把握しているのが多いので、地域である程度の要望はありましたところにおいて説明会を何度か開催いたしまして、地域の中で実際にやる項目を絞りまして選定したところでございます。平成26年度におきましては、基本的にはこちらにありますサポート事業との関連で一部林内の整理をしたものでございます。

それにつきまして、林内の処理方法でございますけれども、立木等の伐採、あるいは林内の雑木を整理したものは林内で処分するもの、あるいは、林外に持ち出すもの、林外に持ち出すものに関しまして、一応、内容といたしましては、伊達の処理組合のほうで焼却をできるということでお話のほうは伺ってございます。

あと、周知の方法は、今後はもう少し広く周知する方法でございますが、これは今後、私らのほうでも広報なのか、個別なのかは改めまして協議をさせていただきます、周知の方法は諮ってまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁いたします。

第1点目の町民税の1割減免分につきましての支援でございますけれども、これにつきましては、震災復興特別交付税で措置をされまして、予算書の17ページで先ほど私が説明しましたが、震災復興特別交付税総額で7億8,214万円のうち、地方税の減免減収見込みで9,716万9,000円見込んでおりまして、このうち町民税の1割減免分は4,655万1,000円の計上をしてございます。

それから、2点目の介護への繰出金の保険料1割減免分の当初見ているのかというお尋ねでしたが、これにつきましては、予算書の111ページに介護保険特別会計の繰出金3億375万4,000円の計上がございますけれども、このうち1割減免分といたしまして、3,542万円を当初から計上してございます。

次に、4点目の財政計画の中で、先にお示しした財政計画の中での人件費と繰出金の計画と今年度の予算の歳入についての質問でございますけれども、当初予算での計上でございますので、計画につきましては決算ベースということで人件費の中でも事業費支弁などで決算統計上振り分けになる額もございますので、最終的に決算で計画のほうは作っておりますので、当初予算での比較ですと若干異なる部分もございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

次に、ふれあい福祉基金からの繰り入れにつきましては、予算書の35ページで4,867万5,000円の繰り入れを見込んでございますけれども、25年度末の現在高が2億4,625万3,000円ございまして、積み立ての中で対応するというところで、この取り崩しは計画をしてございます。

次に、地方消費税の増額分の充当についてでございますけれども、前回の質問の際も、障害者福祉に重点的に充てているという説明を申し上げましたが、27年度の当初につきまして、老人福祉費の中の敬老事業等についてふれあい福祉基金を充当している関係もございますので、27年度につきましても、障害者福祉対策の福祉の予算に消費税の増額分については充てているということでご理解をいただきたいと思います。

す。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 町長、決算ベースと予算ベースだから違うんだってのは、これは多少ずれてくるのはわかるんだけど、1 億円も人件費ずれるのかなという、まあ、1,000 万、2,000 万ずれるというのはわかるんだけど、1 億円もどうやったらずれるんだか、どの事業でこういうふうに決算ベースでずれるんだか、わかんないけど、私は積み立てていないんでね。だけど、ちょっと乱暴なんじゃないですかと、私は思うんでね。多分、町長は事務レベルがやってきたから、はいはいとこうやっただけの話だと思うんだけど、その辺はやっぱり注意して見ないと、初年度から1 億円狂っていったら、10 年も過ぎたら10 億狂うわけだから、8 年過ぎたら2 億円減るっていう、この前の財政計画でしょ、人件費は。何ぼ決算ベースだとはいえ、そこはちょっと乱暴なんでないかと思うんで。あと、これは特別委員会で詳しくやったらいいとして、そこはちょっと、何ぼ決算ベース、予算ベースの話だって、そこはちょっと違うと思いますよ。

あと、消費税の話ですけど、だから、この前一般質問したときに、今のがなの財源充当ではないということを町長だって言ったわけでしょう。ね、町長。振りかえするものではないんだと。新しく考えなんねということを町長だって認めたわけじゃないですか。そうすると、障害者福祉費で、今年度予算で何新しく出ているのかといったら、ないじゃないですか。造成費か何かちょこっと出ていたかな。あと何もないですよ、障害者福祉ベースで何か新規事業やりますよというの。だから、要は、幾ら増税して、幾ら国民の皆さんが払っても、私から言わせれば、単に財源不足を消費税で補っていくだけの話であって、新しいサービスだとか、安心して利用できるようなサービスをもっと豊富化するとかということにつながるから、私、しつこく聞いているんですよ。だから、町長として、その5,700 万も伸びたんだから、本当、何に障害者福祉費の何に使うんだか、ぜひ町長、これ、初年度当初予算なんだから、この所信をお聞きしたいんですね。

あと、ふれあい福祉基金は、私が聞いたのは、2 億4,600 万あっけども、もともと国からもらった原資については手をつけてはいけねえってこと、これも私が議員になってから何回かやって、そういうことですよということで認めたわけでしょう。で、条例改正したわけでしょう。で、原資額言ったわけでしょう、ちゃんと。その原資額を割らないんですかって私は聞いているんですよ、この2 億4,600 万取り崩すことによって。原資額割ったら、条例の趣旨と合わねえから、条例直すようになるんじゃないんですかって私言っているんですよ。そこはきちっともう一回答弁してください。

あと、森林再生事業、産業課長は除染目的ではねえんだと、こう言ったでしょう。だけど、現に、昨日の民報新聞、これほどでっかく出ている。森林線量低下、復興の鍵、進まぬ現状、不安の声、この中でちゃんと書かれているんですよ。国による森林除染が進まないため、県は平成25 年度から福島森林再生事業として民有林の間伐に

よる線量低減事業を展開している。だから、森林再生というのは、予算取りの上ではそう言っているかもしれないけど、実際は山の除染をやるための手法として活用してんだと、これ、民間も言っているわけだよ。だから、それは除染じゃないですかと。あるいは森林再生をやんだとしたって、森林組合員の人たちだけがみんな知ってるわけじゃないでしょう。アンケートきたわけでも何でもねえんだから、私も森林組合の組合員でもありますけども。だから、特定なところだけに言って、イノシシのわなと同じで、最初知った人だけはいって手上げてやっているから、議会から言われて、今度、全地区に広報して、どこでもわなだ何だってこうやるようになったじゃないですか。それと同じことになっちゃうから、広範に町民の方々に広報してやるところありますかという話をすべきではないかと思うんですよ。

それが、その森林再生は違うんだとすれば、この中で川俣町の山の除染というのは、この表を見ると、おれも初めて見たんだけど、ずっとこう行くと、川俣町の山の除染は485ヘクタール計画しているって書いているね、民報新聞に。でたらめ書いたんじゃないと思いますよね、地元。発注が244.4ヘクタールだと。終わったのが142.5ヘクタール終わっていますと書かれているんですよ。何を持ってきて、この400という数字が出てくるのか、ぜひお聞きしたいんですよ。それと森林再生は全く関係ねえというんだらば、森林再生のほうは、どういう年次計画で進めていって地域の事情に答えるんだか、それもお知らせをいただきたい。

あと、伊達衛生処理組合で焼却できるって聞いていると言ったけど、町長自身が副管理者わけでしょう。そういう議論って、いいですか、森林再生事業は伊達もやっているはずだし、国見はやっていると思いますよね。そういう話って管理者会議でやっているんですか。その森林再生事業で出てきたものも、あの仮設焼却炉で燃やすんだという議論はされているんですか、管理者会議で。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで休憩いたします。再開は3時20分といたします。

（午後3時02分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。

（午後3時20分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君）　先ほどの新聞報道に対しての質問に対してお答えしたいと思います。

まず、この福島森林再生事業の先ほどの面積の川俣町の400ヘクタールの面積の中に森林再生事業は含まれておりません。森林再生事業は26～29の間にかけて考えておりまして、26年度が10ヘクタール、今年度27年度25ヘクタール、28年度に30ヘクタール、29年度で35ヘクタール、全体として100ヘクタールの計画を考えているところでございます。

先ほど、私の方で説明いたしましたとおり、あくまでもこれは林内の林業の経営に資するものを前提としておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、周知方法におきましては、先ほども述べましたとおり、今後検討させていただきまして、広く周知するような方法を検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

先日の民報新聞の報道であります。あの森林の除染の面積については、あくまでも住宅の林縁部の20メートル部分の生活圏の面積で、計画に対して485ヘクタール、発注面積が244.4ヘクタールで、実施面積が142.5ヘクタールになっています。ただ、26年発注分で追加除染、飯坂とか発注した部分は全体計画に含まれておりますので、ただ、発注面積には含まれてないということはご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） ふれあい福祉基金からの繰り入れの件のご質問でございますけれども、ふれあい福祉基金につきましては、地域福祉基金ということで当初交付税措置がありまして、その交付税の算入額を原資として、ご指摘のとおり、その分がもとになって積み立てを行っていきまして、原資分が2億4,332万1,000円ほどございます。

今回、予算計上しております27年度で、当初繰り入れを見込んでおります4,867万5,000円を繰り入れ行いますと、ご指摘のとおり、原資分から4,570万円ほど原資の分も取り崩すような形になりますので、27年度につきましては、そういった形で繰り入れをさせていただきますけれども、今後、積み立てを行いまして、交付税算入額のあった原資分については、原資分を確保するように積み立てで復元を図っていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

地方消費税の分でございますけれども、議員お質しのとおり、ことしはかえさんの造成の500万と、あとはきずなのほうの相談員の140万を計上しております。その中で、障害者福祉のほうには力を入れてきたわけでありまして。建物のほう、かえさんでもやるんでありますけれども、そちらはきずなさんでも取り組んだんでありますけれども、補助を今申請をしておりますので、それが6月ごろ決まる予定なんでありまして、今、そちらの協議を進めているところでございますので、有効に活用していかなくちゃならないということについては、議員お質しのとおりで、そのように進めてまいる考えでありますので、よろしく願いいたします。

もう一点でありますけれども、福島森林再生事業の関係でありますので、この仮設のほうでの焼却は、今伊達衛生処理組合でも調査をしておりますので、川俣町分につい

ても5年間、2,500トンというような数値を、調査値を出しております。川俣町と伊達市のほうから出ている状況で、国見、桑折のほうからまだ出ておりません。そんなことで、除染の廃棄物の関係もございまして、その辺の調整もするということで、数量の調査に入っておりますし、具体的にこれから何年度からどこ何ぼということが出てくるかと思ひますし、そのやり方についても組合議会のほうでも報告があるかと思ひますので、いましばらく時間をいただきたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、その消費税交付金の話なんだけど、だから、5,700万、通常ベースから言えば大体8,000万ぐらい伸びたんだと思ひますよ、5%のときから比べると、26年も伸びていますからね。だから、そもそも当初の見込みでは9,000万伸びるって話だったでしょう、財政の見通しでは。だから、地方創生で、例えば7,000万来たからそれでやるんだと、それはそれで結構なことなんですけど、納税者の立場で言えば、社会保障が充実するから3%の伸びを受け入れましょうということで、国会でも決議になってきているわけじゃないですか。法律が通ってきているわけじゃないですか。だけど、実際に末端に来ると、それが今までの財源振替に終わるということでは、全く意味がないんだと思ひますよ。だから、めぐみさんの500万の話だとかぐらいしかないわけでしょう、現に今年度の新年度予算、私、見させてもらおうと。それではやっぱり私は本来の法の趣旨とは合わないんだと思ひますよ。だから、財政が大変だからって、みんなそうやって振りかえていきますと、結局、新規事業がなくて、単に町税も伸びねえ、交付税も減らされるから、そいつを充当して行って、財源すりかえていくってことだけになったんでは、納税者としては、やっぱり末端の役場の行政っていうのが一番身にしみてわかることなんですから、そこはもうちょっと考えるべきなんではないかなとこう私は思ひますよね。

例えば、今回、介護福祉費、介護のほうに、さっきの財政課長の話だと2,000何百万、国から来ない分、立てかえるってわけでしょう、今回、当初から見ましたというわけだから。何もそういうことだって言っているんだと思ひますよ。そうでしょう。だって、消費税伸びた分で皆さんの軽減措置1割やっていたがなの財源が、国が、だって、絶対おかしいですよ。法人町民税1割カットした分はちゃんと特交で見てくださいと言って、同じ仕組みの中で介護保険料1割カットしているのに、国は認めないと言うわけでしょう。だから、総務省は認めてつけど、厚生労働省は認めねえって話になっているわけですよ、今ね。過日、大島参議院議員にも決算委員会でやってもらいましたけど、地元でよく協議してやりますなんていうことで、うまく官房長官は逃げていましたけども、そういうものを国がやることだから、我々末端自治体としては長いものには巻かれるところはあるんですけども、ただ、そのかわりにこういうことをやっているんですよということは、私は役場として、行政としてきっちと議会にも町民にも言わないと、何をやっているんだというふうな話だけになるん

で、そこは町長、やっぱり自信を持って私は言ってもらいたいなとこういうふう思うんです。

あと、もう一つは、森林再生事業なんだけど、伊達で燃やすって話ね。私と菅野意美子議員が伊達衛生処理組合の議員やっているわけですけど、一部では、ただでは燃やさねえんだみたいな議論もしていると聞いているじゃないですか。そうすると、森林再生事業をやっている自治体は、ただでなくて有料で燃やすとなったらば、その事業主体が町なんでしょう、これ。委託事業なんだから。すると、また、町の一般財源持ち出してですよ、このごみ燃やしているっていうか、除染廃棄物でねえ、森林再生事業での廃棄物を燃やすということになったら、結構な金になると思うんですよ。2,500トンとか3,000トンとか、今、町長言ったとおりに出てくるんだとすれば。そうすると、また一般財源の負担になってきて、一般質問でもやりますけど、だから、想定しないほうの一般財源の持ち出しがどんどんどんどん、これはきちっと検討してやらないと出てくるし、多くの町民の人たちにこの事業を知らしめれば、私の地区だって有数の弁天山の麓に、杉から何から植林して丁寧に手入れしている地域があるわけですよ。そういう人たちだって手を上げたらば、もっと出てきますよね。これ、100ヘクタールで済まないかもしれない。したら、ますます負担がかかるということになるんですから、そこはだからこのきっちりと議会でも協議しながらやってかないと、一部事務組合に行ってぽんと出されても、我々どう対応したらいいかわかんないですね、はっきり言って。いいって言ったらいいのか、悪いと言ったらいいんだか。そこら辺はやっぱり議会でも協議してもらいたいし、あともう一つは、その除染ではないってことも産業課長は言うんだけど、国は除染だと言っているわけだから、せっかく県が除染だって認めているんだから、その除染にかこつけて、もっとやっぱり広範に、20メートル範囲内でなくて、国だって谷間のところでどうのこうの、20メートルにとらわれないでやりますと言っているわけでしょう、現に。だとすれば、こういった事業をもっと活用して、地域の人たちの安心安全が、早くでも担保できるように取り組むべきだと思うんだけど、町長はそう思わないんですかね。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

1点目であります、この消費税増税分についての予算の組み方については、そのとおり、そのように今後取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、今の森林再生事業であります、これは除染も終わってない山で再生事業できるのかどうかということを私としては質しました。ですが、山を有効に使うのに、再生するんだと、私は除染のかわりじゃないかというような話もした経過はあったんですが、今、課長が申しあげましたように、いや、そうじゃないんだというようなことで、確かスタートしたように私も思っておりますが、しかし、今、議員お質しのよう、新聞報道ではそのようになっておりますから、私どもが当初言った除染の一つじゃないかということだと改めて思いましたので、今後、そういうことであれ

ば、今伊達処理組合の処分の問題もございましたが、県のほうにもその辺についてはよく質しながら、予算措置についても適正な予算措置になるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありますか。

15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 基本的なことをお尋ねしたいんですが、今年度の予算の中で、一時借入金50億円の借り入れを議会が認めろという形で出しているんですね。この50億円の一時借入の根拠、私は少なくともこれほどの一時借入を議会が認めるってというのは、ちょっと例がないんじゃないかと思うんで、この50億円という根拠を、どういうことで50億円を議会が認めなくちゃなんないのか、この辺についてお尋ねします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

予算書の2ページに、一時借入金の27年度の最高額50億円ということで提案させていただきましたが、平成26年度の一時借入金の額は40億円でしたので、それより10億上回る額で今回予算として出させていただいております。

その根拠でございますけども、前年度につきましては、投資的経費100億を見まして、100億の4割、前払い相当を見込みまして、4割ということで40億の設定でございましたが、27年度につきましても同様に投資的経費に加えまして、工業団地のほうに繰り出しをする経費がかなり予算上ございまして、工業団地のほうでは投資的経費ってということで、造成費に充てるわけなので、こういった支払い、それから、除染対策の委託料も含めまして、この当初予算ベースに加えまして26年から27年度へ繰り越しをして、現在、提案させていただいている額が51億ほどございます。25事業で。全体で183億円になりまして、その中で投資的経費、繰出金、除染などの繰り越しを含めた額全体の125億程度を見込みまして、その4割の50億ということで今回提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 50億っていうのは相当大的な金額になるんで、総予算に対する占める割合っていうのは相当大きくなるんで、ここまでこの一時借入上げなくちゃならないのかどうなのか。前年度は、一時借入としてはどのぐらいどう活用したのか。そこら辺でこの借り入れを議会が認めちゃえば50億までいいんですよということになっちゃうわけだから、その辺について、前年度はどのぐらいの借り入れで財政を賄ったのか、それらについてもお知らせ願いたいと思うんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

ただいま申し上げましたとおり、平成26年度につきましては、40億円でスター

トしてございますけれども、これまで借り入れの実績はございません。特に除染にかかる委託費で前払い等が発生していた際にも、県からの交付金を早期にいただくことで、資金繰りをしまして、これまで借り入れの実績はございませんので、当初27年度につきましても、今申しあげましたような投資的経費、それから、繰出金、除染に取り組む費用などで、26年度より増額するそういった経費が増額となっている関係から、10億ほどふやさせていただいておりますけれども、資金繰りを徹底しまして、借り入れのほうには結びつかないような考えで、26年度と同様に運営のほうは努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） だから、前年度は借り入れはしないで済んだわけでしょう。だったら、今年度だって、借り入れしないでやれるっていうことが一番いいわけなんですよ。借り入れすれば、それだけ利息や何か負担が出てくるわけだから。だから、安全な方法ということで、どんどんこの借り入れや一時借入や何かをふやしていかれたんでは、議会が了解したんだから、ここまではオーケーだということになるわけですよ。非常に苦しいから50億まで借りましたよと言われたって、議会が了解すれば、何も言えないんですよ。だったら、やっぱり精いっぱい節約、財政運営のやりくりをやって、借り入れはできるだけ少なくするという方向で議会との約束は取り交わすべきではないかと私は思うんですが、その辺について、町長の考え方をお聞きしたいと思うんです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 一時借入の50億の件であります。課長が答弁したようなことでの考えでやらせていただきたいと思います。ただ、今、議員からお質しありますように、だからといって安易に借りるという考えは全く持っておりません。議会でも財政計画については十分全員協議会でも議論していただきましたけれども、そういったことを基本にしながら、財政が硬直化しないようにしっかりやっていく考えでありますし、この、課長が答弁しましたが、この国の補助金、県の補助等も含めて、これは早急に、町に配置するように、国に強くこれからも求めてまいります。ただ、国のほうも予算状況が厳しいということを最近の新聞報道ではなされております。しかし、私どもはまだまだ復興は終わっておりませんので、この復興にかかる予算についてはしっかりと国が責任持ってやるものだということによっておりますので、おくれたりすることはないと思いますが、しかし、前払金のことは事業を一生懸命やってもらっている皆さん方にはおくれることなく、これはやらなければ、対応しなければならぬことでもありますので、そんなことを考えて予算措置の中での一時借入を計上させてもらっております。決してそれを安易に我々受けたから借りるというような考えは全く持っておりません。利息もかかるわけですから、そんな簡単にはいきませんので、議員お質しのように、間違いのない財政運営をしていく考えでありますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

日程第32、議案第26号「平成27年度川俣町一般会計予算」について、予算審議特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第33、議案第27号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第27号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計予算について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 課長の説明聞いていて、わかっている議員はほとんどいねえと思うね。おれもだ。例えば歳入で言えば、大きく変わったのはどこかといったら、6款と7款なんでしょう。前期高齢者交付金が9,800万ふえました、共同事業交付金が2億3,246万円ふえましたって。歳出では、共同事業拠出金が2億1,200万ふえましたと、この歳入で2カ所、歳出で1カ所なんだべ、大きく変わったところ。ここんところがわかるように説明していただきたいんです。ほんでねえと全然わかんねえんだもん、今の説明では。いや、わかる議員もいるかもしれんけど、私はわからない、少なくとも。だから、わかるように、ここの三つだけでいいから教えてください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） すいません、共同事業費ですが、昨年度まではそのレセプト1件当たりの金額が8万円以上、30万のところのレセプト点検のための経費で充てていたんですけれども、これが医療費は全て1円以上からに拡大されまして、そのためにこの共同事業費が増額となったところでございます。

これにつきましても、国のほうの補助がありまして、歳入のほうでふえているというところでございます。

歳入のほうでは、13ページと14ページのところの一番上ですね、これが保健財政共同安定化事業交付金ということで、ここのところに2億5,000万ほど多く歳入のほうで入ってくるということです。

よろしいでしょうか。

すいません、その細かい計算式はちょっと持ってないので。

前期高齢者交付金につきましても、町で細かく計算するというよりは、国保連合会のほうで詳しい計算をいたしまして、川俣町のほうにこの指示があった額を予算化したところでございます。ただ、細かい計算につきまして、今、ちょっとわかりません

ので、申しわけございません。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。20分まで休議いたします。

（午後4時01分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後4時22分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、課長の答弁を聞いたけど、ちっともわかんねえから、町長答弁しろといっても町長できねえんだべ、名前は書かってっけど、古川道郎さんって。だから、特別委員会もあるわけですから、特別委員会のときにはきちっとわかる資料を用意してください。4時半になるから質問はやめますから、よろしく。町長、約束しますか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 資料、説明不足で申しわけありませんでした。

積算資料をつくりまして、特別委員会ではしっかりと説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） これ、基本的なことなんで、ちょっと確認しておきたいんですが、国保会計のほうから診療所の整備予算がとられて、今、診療所の修理や何かやっているんですが、この前、企画財政課から出された資料によりますと、山木屋地区にはコミュニティーセンターみたいなものがつくられて、新しい診療所が建てられるという計画が我々議会のほうには説明があるんですね。山木屋地区に2つの診療所はちょっと必要ないんじゃないかと私は思うもんですから、その辺の関係はどういうふうになっているのかをお尋ねしておきたいと思うんです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。お質しがありました復興複合施設の中における診療所の配置が載っていたわけでありまして、位置も含めまして、将来、介護支援センター等も含めて、一体的な場所、一体的なものが必要じゃないかということでの、まだ案であります。具体的には、今診療所、予算上がっておりますけれども、今の診療所を改修いたしまして、国、県の補助でやるんでありますが、早急に診療所も開設する運びにしていかないと、皆さん方が帰るに当たっての医療関係についても確保することがやっぱり大事なことでありますので、今回の予算にも、そういった面では計上しております。

ただ、今、お質しの点については、すぐそれをやるという考えではございませんので、あそこの構想として現在上がっておることをご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 診療所の施設は金さえかければ立派にはできるんだと思うんですね。ただ、町長もご存じのように、済生会に委託して、医者にとにかく常駐してもらうんだという考えだと思うんです。私、済生会に行って、半日で診てもらって帰ってくれば早いほうだっていうのが今の現状ですよ。いろんな診察。そこから医者を1人引き抜いて、山木屋診療所に上げる余裕はあるのかどうなのか。済生会、いろいろ問い質してみると、医者の要請は医大とは随分やっているんだけど、むしろ引き上げられそうだというのが済生会の言い分なんですよね。そこら辺の調整抜きに診療所だけを直しても、本当にそういう形がとれるのかどうなのか、ここら辺の問題について、ちょっと考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

議員お質しのとおりでありまして、医師の確保が大変厳しい状況にあることはそのとおりであります。したがって、基本的には、済生会さんに指定管理者で今までやっていただきました。その形を再開したいと考えているんですが、済生会そのものも医師不足に悩まされている中であって、そこからについてのお願いも、なかなか現実的には厳しい面があることも話し合いの中でも出されております。私といたしましては、済生会さんも全国組織でありますので、そちらのほうも上げて対応いただけるような体制づくりをお願いすることとあわせて、福島県でも、医師対策の窓口を設けておりますので、そちらのほうにも川俣町も名乗りを上げておりまして、県のほうからの配慮についても、今、両面から、町のほうでは要望活動が続けているところでございますので、十分、お話のようなことを踏まえながら、今進めておりますので、皆さん方の、またいろんな意味でのご支援なりご指導いただければと願うところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第33、議案第27号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第34、議案第28号「平成27年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第28号 平成27年度川俣町介護保険特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 1 つしか聞かないですけど、さっき聞いて繰入金はわかった。ほんで、この歳入の 54 ページの保険料、6,570 万 6,000 円伸びますよという話なんだけど、これは、議案第 15 号で説明した介護保険税条例の一部を改正する条例ってありましたよね。介護保険料が伸びますという話で、過日、当局から川俣町高齢者保険福祉計画第 6 期介護保険事業計画というのをいただいたんですけど、その 59 ページに、第 6 期 27 年から 29 年度の月額保険料は 6,052 円で、現状より 838 円上がりますと。16.1%上がりますと、こういうふうに乗っているんですけど、それでもって、この保険料は計算をしたものなのかというのが 1 点。

2 つ目は、その際に、保険者の数、同じ計画書の 10 ページに、40 歳以上の人は、27 年は 4,805 人だということで、以降ずっと下がっていくと書かっているのね。毎年、結局、保険料を払う人が減っていくってことですよ、4,600 から 4,500、4,100、3,600 とどんどん下がっていきますと、こういうふうにかかっているわけですよ。だから、何人で計算して、税条例が可決された前提に立ってこの保険料の計算がされているのかどうか、そこだけ確認しときます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 介護保険料の算定につきましては、27 年、28 年、29 年、3 年間の分の介護保険の給付費を推計いたしまして、それらを被保険者数で割り出したもので、1 か月当たりの金額を出して年額。あと、またこれが基準額となりまして、6 期の計画からは 7 段階から 9 段階へ段階をふやしまして、所得の多い方から多く、また、低所得者には軽減措置を図って保険料を納めていただくものでございまして、この新しい保険料で算定しております。

26 年は 5,039 人で見込んだんですけども、27 年には 5,052 人で被保険者数を見込んで計算してございます。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 5,052 人だとすると 200 人くらい合わない、この第 6 期の保健福祉課さんが中心になってつくった事業計画ね。これだと、27 年は 4,805 人だと載っているんだけど、40 歳以上でいいんだよね、保険料をとる人っていうのは。だから、200 人合わねえと大きなずれになって出てくると思うんだけど、ましてや、これ、条例が決まれば上がるっていう前提になって、上がったあげくに被保険者数が少ねえとなったら、もっと上がることになるじゃないですか。その 5,052 人というのは間違いのない数字なんですか。こちらに書いてある 4,805 人というのは間違いだということになるのかい。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） すみません。60 ページ、61 ページの歳入の一番上の保険料ですが、これは、第 1 号被保険者の保険料ということで、私、5,052 人と申ししたのは、40 歳以上じゃなくて 65 歳以上の方の人数を申し上げました。そ

の第1号被保険者数は5,052人で、その保険料を算定しております。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 5,052人で算定して、今度、9段階になって、この説明が1回もねえからここで聞くしかないんですけど、第5段階で、平均で6,052円だとこの計画では言っているのね。この6,052円は、月額第5段階の保険料は1割カットして、さっき1割分の3,500万円、一般会計から持ち出すって言ってますよね、そういう歳入を見えていますよね。だから、9段階あるけど、1割全部カットするんだっていう前提に立って、この予算はできているというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議員お見込みのとおりでございます。1割を減額いたした数字で保険料を算定しております。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

日程第34、議案第28号「平成27年度川俣町介護保険特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会の付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第35、議案第29号「平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第29号 平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第３５，議案第２９号「平成２７年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第３６，議案第３０号「平成２７年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第３０号 平成２７年度川俣町水道事業会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第３６，議案第３０号「平成２７年度川俣町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第３７，議案第３１号「平成２７年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第３１号 平成２７年度川俣町簡易水道事業特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第３７，議案第３１号「平成２７年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第３８，議案第３２号「平成２７年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第３２号 平成２７年度川俣町奨学資金特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第３８，議案第３２号「平成２７年度川俣町奨学資金特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第３９，議案第３３号「平成２７年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議案第３３号 平成２７年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第３９，議案第３３号「平成２７年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第４０，議案第３４号「平成２７年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第３４号 平成２７年度川俣町小島財産区特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第４０，議案第３４号「平成２７年度川俣町小島財産区特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第４１，議案第３５号「平成２７年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第３５号 平成２７年度川俣町飯坂財産区特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第４１，議案第３５号「平成２７年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第４２，議案第３６号「平成２７年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第３６号 平成２７年度川俣町大綱木財産区特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第４２，議案第３６号「平成２７年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第４３，議案第３７号「平成２７年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第３７号 平成２７年度川俣町小綱木財産区特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第４３，議案第３７号「平成２７年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第４４，議案第３８号「平成２７年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第３８号 平成２７年度川俣町山木屋財産区特別会計予算について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

日程第４４，議案第３８号「平成２７年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第４５，議案第３９号「川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第３９号、川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について川俣町山木屋財産区管理会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
おおうち きよお 大内 清雄	川俣町山木屋字大久保 1 8 番地	昭和 1 3 年 1 0 月 3 1 日

平成 2 7 年 3 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

委員の欠員を補充するため、川俣町財産区管理会設置条例第 4 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

説明申し上げます。山木屋財産区管理会委員の菅野政次委員が昨年死亡されたことに伴い、川俣町財産区管理会設置条例第 4 条の規定により、後任の委員として、川俣町山木屋字大久保 1 8 番地、大内清雄様を後任の委員として議会の同意を求めるものであります。任期は、任命の日から平成 2 7 年 9 月 3 0 日までの残任期間でございます。

なお、ただいまご提案を申し上げました大内委員は、山木屋財産区からのご推薦をいただき、ご提案を申し上げるものでございますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 4 6，議案第 4 0 号「川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第 4 0 号、川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について

川俣町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
むとう しょういち 武藤 昭一	川俣町字新中町 7 3 番地	昭和 1 9 年 2 月 2 1 日

平成 2 7 年 3 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、同意を求めるものである。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。議案第 4 0 号につきましては、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意をお願い申し上げるものでございます。同審査委員会委員は、3 名の方で構成されておりますが、1 名の委員が本年 3 月 3 1 日までの任期、3 年間で到来いたしますので、再任についてご提案をいたすものでございます。再任をお願いする方は、現在 6 期目の武藤昭一様でございます。新しい任期は平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの 3 年間でございます。

以上、選任についてご提案を申し上げますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）討論なしと認めます。

これから議案第 4 0 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君）以上で本日の日程は終了いたしました。

これから、まず予算審査特別委員会を開催していただきます。終了後、各常任委員会を開催していただきます。

なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長さんをお願いいたします。

あす6日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。7日は土曜日、8日は日曜日のため休会といたします。9日、月曜日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後5時49分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 五 十 嵐 謙 吉

同 署名議員 高 野 善 兵 衛